

4. 学校生活について

(1) 充実した学校生活を送るために

ア. 本校生徒に求められるのは、「自律・敬愛・共創」に基づいて、主体的に学校生活を送る姿勢です。日頃から本校生徒にふさわしい社会良識を持って学校生活を送り、自己実現を目指してください。

イ. 学習活動は学校生活の中心となるものです。授業を大切にすることを常に忘れないように生活してください。

ウ. 本校での学校生活を送る上で、守ってもらわなくてはならない大切な決まりがあります。次の各項目の内容をよく理解し、自発的に守って行動するようにしてください。

ア 登校時間や授業時間など、決められた時間を守るようにしてください。

イ 本校には制服があります。特に指示のない限り、決められた制服を着用してください。

ウ 本校には上履がありません。ただし、体育館やコンピュータ教室など靴の区別の必要な場所では決まりに従ってください。

エ 登校してから下校するまで、教員の許可なしに校外へ出ないでください。

オ 欠席、遅刻、早退、忌引など各種の連絡、届出、許可申請の必要な場合は、決められた方法に従ってください。

※なお、欠席の際は朝8時から8時20分までに学校へ連絡してください。

カ 盗難防止のため、個人ロッカーは必ず施錠をし、貴重品は各自で管理してください。

キ 校内施設を利用する場合は、利用案内に従ってください。

ク オートバイ（原付を含む）、自動車による登下校および制服での乗車（同乗も含む）は禁止です。また、自転車による登下校は原則として禁止ですが、特例として自宅から最寄り駅までの使用を許可する場合があります。詳しいことは(8)の「通学における自転車使用の特例について」を参照してください。

ケ オートバイなどの免許を取得したい場合は、事前に保護者の同意を得て、担任に申し出てください。免許証取得後または車両を使用する場合は、速やかに「運転免許証取得報告書および車両使用届」を、担任に提出してください。

コ アルバイトは届出制になっています。職種・労働時間など高校生としてふさわしいかどうか確認した上で、事前に保護者の同意を得て、「アルバイト届」を提出してください。

サ その他、細かい決まりや手続きについては、生徒手帳をよく読み、先生方に聞いてください。

(2) 一足制について

本校は、上履きを使用しない「一足制」です。基本的には、「外履き」と「上履き」の区別をせず、校舎の大部分で外履きをそのまま使用するようになります。それに伴い、以下にあげる注意事項を守ってください。

ア. 外履きを入れる袋を用意してください（ビニール袋でも構いません）。式典などで体育館を使用する場合に、入口で脱いだ外履きを入れるために必要になります。

(3) 服装等について（6. 制服についてをよく読んでください。）

(4) ロッカーの使用について

ア. ロッカーは、教科書や体育着などを保管するものです。

イ. ロッカーの鍵は、学校で購入した鍵で施錠し、管理は各自で行ってください。

ウ. ロッカーは、全校生徒が使用するものです。みんなで気持ちよく使えるように大切に使用してください（シールを貼ったり落書きなどはしない）

エ. 万が一、破損した場合は速やかに担任まで申し出てください。

(5) 貴重品の取り扱いについて

校内における盗難防止のため、次のことをよく理解し、貴重品については各自で十分に注意して管理してください。

ア. 各自の責任による自己管理を基本とします。貴重品は基本身につけてください。

イ. 盗難などの防止のため、不必要な金銭および貴重品は学校へ持参しないでください。移動教室や体育の授業では、貴重品は預かりません。

ウ. 教科書など持ち物には必ず年次・組・氏名を明記してください。

エ. 各人が私物を入れた鞆を教室、廊下、ラウンジ等に放置してはいけません。

オ. 貴重品の携行が難しい場合

(ア) 体育や移動教室の授業時には各人のロッカーに入れ、学校で購入した鍵で必ず施錠してください。なお、移動教室や、体育の授業時にも必要に応じロッカーで施錠し、管理してください。机の上等に私物を広げておかないでください。

(イ) 部活動時には基本的に自己管理となりますが各部活動の顧問の指示に従ってください。

(ウ) 学校行事の時には、学校で購入した鍵で必ず施錠してください。

カ. 各種行事などの際の貴重品の取り扱いについては、その都度指示します。

キ. 万が一、盗難・紛失にあった場合や貴重品などを拾得した場合は、速やかに担任まで届けてください。

(6) 運転免許証の取得について

ア. 本校では、運転免許証を取得する場合は、学校へ届け出ることになっています。その際、保護者の方と充分話し合って承諾を得ていることが大前提になっています。必ず保護者と話し合い、承諾を得てから取得するようにしてください。

なお、運転免許証取得の手順は次の通りです。必ずこの順番に手続きを行ってください。

ア 運転免許証を取得したいことを担任に届け出る。

イ 教習の受講、免許証試験、免許証の受取りは、学校の授業に影響することのないようにする。

ウ 免許証取得後、直ちに運転免許証取得報告書(保護者の署名、捺印が必要です)を記入して担任へ提出する。異種免許証を取得した場合も同様。

イ. 車両乗車に関する注意事項

ア 登下校での使用は絶対にしないこと。(特別指導の対象とする)

イ 制服で乗車しないこと。(一旦帰宅した後でもアと同じ扱いとする・同乗も含む)

ウ 本校、他校の生徒を制服のまま乗車させないこと。

エ 改造車両、整備不良車両および自賠責(強制加入保険)の有効期限の切れた車両は使用しないこと。

オ 任意保険には必ず加入すること(運転者の義務です)。

カ 万一、事故などを起こして(巻き込まれて)しまった場合は、速やかに担任に報告すること。

ウ. 車両使用について

車両を購入した場合は、速やかに担任に報告し車両使用届を提出してください。また、自分名義以外の車両で、自分が使用する可能性がある場合は同様に届け出てください。

(7) 通学における自転車使用の特例について

ア. 通学における自転車の使用は原則として禁止です(違反した場合は生徒指導グループ注意となります)。ただし、次の条件を全て満たし、正規の手続きによる申請に基づき生徒指導グループで審査した結果、妥当であると判断された場合のみ、特例として通学経路の一部に自転車を使用することを許可します。

- 自転車の使用区間が自宅から最寄り駅までであること。ただし、京急線南太田駅、地下鉄線吉野町駅は除く。
- 最寄り駅付近に駐輪場所が確保されていること。
- 自宅から最寄り駅までの通学経路に関して、著しく便が悪く自転車の使用が妥当であると判断できること。
- 自宅から最寄り駅までの距離がおおよそ1キロメートル以上あること。
- 自転車保険に加入すること。
- 使用する自転車の整備、交通安全指導等に関し、使用者および家庭で責任を負うこと。

イ. 許可申請・延長の手続き

ア 担任を通じて所定の用紙を受け取り必要事項を記入、保護者が捺印の上、月極駐輪場の契約書のコピー等正規の駐輪スペースが確保されていることを証明する書類を添えて生徒指導グループの担当職員に提出してください。

イ 申請されたものについて生徒指導グループで審査し、自転車使用の許可の可否を本人に通知し、許可された場合には許可証を発行します。許可された生徒は許可証を常時携行してください。

ウ 自転車使用の許可は月極駐輪場等の契約期間が終了すると同時に自動的に無効となります。ただし、契約更新を証明する書類が生徒指導グループに提出された場合、更新された契約期間の終了時まで許可期間を延長します。

※ 許可条件に違反する使用があった場合、指導の対象とすると同時に、度重なる違反、悪質な違反については使用許可を取り消す場合もあります。

※ 住居の移転その他で通学経路、条件が変わった場合はそれまでの使用許可は無効となります。改めて必要に応じて許可申請してください。

※ 今回の特例措置により、違法駐輪等の苦情が増加した場合、全面禁止に戻すことを含め再検討します。

(8) SNSの適正な使用について

情報機器（携帯電話・スマートフォン等）の校内持ち込みは可能ですが、使用方法は十分注意してください。

ア. 許可なく授業中の使用は、できません。

イ. 個人情報の取得（氏名・写真の撮影等）は、本人の許可を得てください。行事や授業の撮影も同じです。

ウ. 個人情報はSNS（Twitter、LINE、Facebook等）に掲載しないようにしてください。自分の情報を掲載する場合でも、個人情報の漏洩・拡散にならないように十分配慮してください。

非公開の行事の情報の掲載はできません。

個人の誹謗中傷にあたる情報の発信は、厳禁です。

エ. SNS上でのコミュニケーションでも、マナーを守りトラブルにならないように十分気をつけてください。